

第1章

いんざい環境特集

「環境」という幅広いテーマの中から、今特に注目されている分野や、活発な動きのある話題を特集します。

本文中、※印の付いている用語の解説は、資料編 P.45 用語解説をご覧ください。

特集 2018 温室効果ガスの削減

I 日本の温室効果ガス^{*}の削減目標の変遷

我が国は 2005 年に発効した京都議定書^{*}において、地球温暖化を抑制するため、2008 年から 2012 年の間に温室効果ガスの排出量を基準年(1990 年)比 6%減とする削減目標を掲げました。

その後、我が国はポスト京都議定書^{*}として、2009 年のコペンハーゲン合意(COP15)で、2020 年までに基準年(1990 年)比 25%減の削減目標を国連に登録しました。しかし、2011 年の東日本大震災により、我が国のエネルギー政策の見直しが余儀なくされ、2020 年の温室効果ガスの削減目標として 2005 年比で 3.8%減としました。ただし、この目標値は、我が国が第 2 約束期間に参加しなかったことにより、自主的な削減努力値となりました。

近年では 2015 年にパリで開催された気候変動枠組条約^{*}第 21 回締約国会議(COP21)で、2020 年以降の枠組みとして、国際枠組みである「パリ協定」に基づき、我が国が新たな削減目標を「日本の約束草案」として世界に公表しました。

年	代表的な気候変動枠組条約	我が国の削減目標
1997 年	京都議定書 採択 (COP3) (2005 年発効) (締約国数: 192 カ国・機関)	1990 年比で 6%削減 (2008~2012 年期間) 「チーム・マイナス 6%運営事務局」を立上
2009 年	「コペンハーゲン合意」(COP15) →先進国・途上国の 2020 年までの削減目標・行動をリスト化すること等に留意	1990 年比 25%削減 (2013~2020 年期間)
2011 年	「ダーバン合意」(COP17) →全ての国が参加する新たな枠組み構築に向けた作業部会 (ADP) が設置	東日本大震災が発生、削減目標を下方修正 2005 年比で 3.8%減 (~2020 年期間) →その後、日本は不参加のため削減努力値へ
2015 年	「パリ協定」(COP21) →2020 年以降の枠組みとして、史上初めて全ての国が参加する制度の構築に合意	2013 年比 26%削減 (~2030 年期間) 削減目標を「日本の約束草案」として公表

II 各主体の取り組み

■ 世界の取り組み

2015 年にフランス・パリで開催された COP21 では、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際的な枠組みとして、パリ協定が採択されました。

パリ協定は、主要排出国を含む多くの国が参加し、締結国だけで、世界の温室効果ガス排出量の約 86%、159 か国・地域 (2017 年 8 月時点) をカバーするものとなっており、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」ことを目標としています。

また、パリ協定は以下の理由により歴史的に画期的な枠組みであるといわれます。

● 途上国を含む全ての主要排出国が対象

(京都議定書では、排出量削減の法的義務は先進国にのみ課せられていました。)

● 各国の削減・抑制目標は、各国の国情を織り込み、自主的に策定が認可

国名	削減目標
中国	2030 年までに GDP 当たりの CO ₂ 排出量を 2005 年比で 60-65% 削減
EU	2030 年までに 40% 削減 (1990 年比)
インド	2030 年までに GDP 当たりの CO ₂ 排出量を 2005 年比で 33-35% 削減
日本	2030 年までに 2013 年比で 26% 削減 ※2005 年比では 25.4%削減
ロシア	2030 年までに 1990 年比で 70-75% に抑制
アメリカ	2025 年までに 2005 年比で 26-28% 削減

出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jecca.org/>) より

■ 日本の取り組み

我が国は「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減すること」を世界に約束し、地球温暖化対策計画を2016年5月に策定しました。

同計画は中期目標を達成するために、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにすることで、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けており、我が国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものです。

特に、温室効果ガス排出量の9割を占めるエネルギー起源である二酸化炭素の排出量については、2013年度比で25%削減することを目標としています。その削減内訳としては、産業部門7%、業務部門40%、家庭部門39%、運輸部門28%、転換部門^{*}28%とし、他に中期目標を達成するため自治体や国民など各立場の基本的役割を明確にするとともに、具体的な対策・施策を示しています。

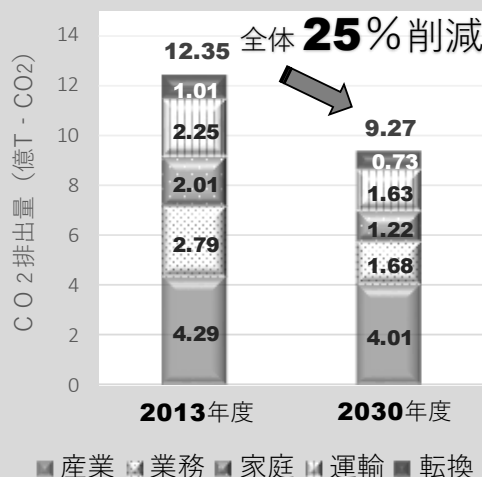
《国民の基本的役割》

- 日常生活に起因する温室効果ガスの排出の抑制
 - ・自らのエネルギー消費量を把握
 - ・低炭素住宅、建築物の選択
 - ・省エネルギー機器への買換え等
 - ・次世代自動車の活用 など
- 地球温暖化防止活動への参加
 - ・地球温暖化防止の国民運動（COOL CHOICE）
 - ・3R^{*}推進の国民運動
 - ・森林づくりや都市緑化などの緑化運動 など

《地球温暖化対策推進の基本的方向》

- 中期目標（2030年度までに2013年度比26%減）の達成に向けた取組
- 長期的な目標（2050年までに2010年比80%減を目指す）を見据えた戦略的取組
- 世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

《部門別エネルギー起源CO₂排出量》



出典) 長期エネルギー需給見通し関連資料 (平成27年7月資源エネルギー庁より)

■ 千葉県の取り組み

千葉県は2016年に地域から地球温暖化対策を推進するため、2030年度を目標とした「千葉県地球温暖化対策実行計画～CO2CO2(コツコツ)スマートプラン～」を策定しました。

二酸化炭素排出量の約8割を占める4主体（家庭、事務所・店舗等、製造業、運輸貨物）について、それぞれが自覚を持って具体的な行動を実践できるよう、主体ごとに目標を設定しています。この目標を設定した4主体及びその他の主体による取り組みを進めると、2030年度の千葉県全体の排出量は2013年度比22%の削減になるとされています。

家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○世帯当たりエネルギー消費量を2013年度比 ▲30% ○自動車1台当たり燃料消費量を2013年度比 ▲25% ○家庭系ごみの排出量を2013年度比 ▲15%
業務 (事務所・店舗等)	<ul style="list-style-type: none"> ○延床面積1m²当たりエネルギー消費量を2013年度比 ▲40% ○自動車1台当たり燃料消費量を2013年度比 ▲25% ○事業系一般廃棄物の排出量を2013年度比 ▲15%
産業 (製造業)	<ul style="list-style-type: none"> ○低炭素社会実行計画の各業界目標に責任を持って達成(実行計画参加企業) ○生産量当たりエネルギー消費量を2013年度比 ▲10%(その他企業)
運輸貨物	<ul style="list-style-type: none"> ○貨物自動車の輸送トンキロ当たり燃料消費量を2013年度比 ▲26%

■ 印西市の取り組み

①これまでの温室効果ガス排出量の削減状況

印西市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「印西市庁内エコプラン」を第1次～第4次まで策定し推進することで、市の事務事業からの温室効果ガス排出量の削減に努めています。現在までの削減目標の達成状況は、2010年に印西市、印旛村、本埜村が合併したことにより対象施設が増加したため、第2次では達成できませんでしたが、第1次と第3次では達成しました。なお、第4次は実施中のため実績値はありません。

庁内エコプラン	基準年(年度)	期間(年度)	削減目標(基準年度比)	実績(基準年度比)	評価
第1次	2001	2003～2007	▲ 6.0%	▲ 6.5%	○
第2次	2006	2008～2012	▲ 6.0%	+62.9%	×
第3次	2010	2013～2017	▲ 5.0%	▲ 7.7%	○
第4次	2013	2018～2022	▲12.0%	—	—

○：削減目標達成、×：削減目標未達成、—：実績値なし

②今後の温室効果ガス排出量の削減目標

第4次庁内エコプランでは、温室効果ガスを2030年度に2013年度比で26%削減することを最終目標として設定しました。しかしながら、国の目標として地方公共団体が属する「業務その他部門」では、2030年度に2013年度比で40%削減することとしております。

そこで、印西市としては、国から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）を受け、国の削減目標である2030年度に2013年度比で40%削減を目標値として設定するために、第4次庁内エコプランの改訂を平成30年度中に予定しております。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定・改定作業や、同計画に基づく取り組みの大胆な強化・拡充を促し、取り組みの企画・実行・評価・改善のための体制整備・強化に向けた調査・検討及び省エネルギー設備等の導入を行う事業に要する経費を補助することにより、事務事業編に位置付けられる施設の省エネルギー化を促進し、また、体制の整備・強化や施設の省エネルギー化によって得られたノウハウ等を周辺自治体や民間団体へ普及展開させることで、政府の地球温暖化対策計画に掲げる温室効果ガス削減目標の達成に貢献し、低炭素社会の実現に資することを目的としています。

③市民の皆様と共同で実施している対策

再生可能エネルギーへの補助金や、環境推進市民会議と協力して環境家計簿やグリーンカーテン、温暖化防止の普及啓発など様々な取り組みを行っています。詳細につきましては、本編の36～42頁を参照下さい。

印西市は、補助金を活用し、国の業務部門の削減が達成できるように実行計画を策定し、市民の皆様と共に温室効果ガス排出量の削減に努めていきます。

印西市では、これからも市民の皆様と一緒地球温暖化対策を推進していきます。